

健康

後期高齢者医療制度

医療費通知の発行が年1回になります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

後期高齢者医療制度に係る医療費通知(医療費のお知らせ)の発行が年1回(2月)になります

医療費通知は、被保険者の皆さんに健康に対する理解を深めていただくために、医療機関の名称や通院(入院)日数、医療費総額や自己負担相当額などが記載されており、重複受診の抑制など医療保険の健全な運営を図ることを目的として発行しています。

医療費通知を確定申告に利用する際の注意点

『医療費通知』の自己負担相当額部分(被保険者自身が支払った医療費)は確定申告時に、医療費控除の医療費の明細書として利用することができます。

ただし、本来の通知目的とは異なる利用であるため、申告に必要な内容がすべて記載されているわけではありませんので、医療費通知(2月発行)と合わせて従来通り領収書を保管する必要があるなどの注意が必要です。

	令和元年分の申告対象	←令和2年分の確定申告対象期間→	
診療時期	令和元年 11月～12月診療分	令和2年 1月～10月診療分	令和2年 11月～12月診療分
必要なもの	医療費通知 (令和3年2月発行)		領収書 (随時発行されたもの)
	前年申告分のため、計算から除外して下さい。	※医療費通知に記載のない控除対象支出分は、領収書が必要です。	※令和3年2月発行の医療費通知にデータが間に合わないため領収書が必要です。

令和2年1月～10月診療分は、医療費通知を申告に利用できますが、令和2年11月～12月診療分および保険対象外の診療分など医療費通知に記載がないものは領収書が必要です。
※医療費通知の再発行はできませんので、領収書と一緒に大切に保管してください。

医療費通知には、データ処理時期の影響、保険対象外の診療分、医療機関の請求遅れなどの理由により受診記録が一部記載されない場合があります。

また、医療費通知の自己負担相当額は、領収書の額と算出方法が異なるため、金額に若干の相違があります。任意保険の給付、公的医療助成、高額療養費の給付などがある場合は「医療費通知の自己負担相当額」と「実際の自己負担額」が異なりますので、ご自身で額を訂正する必要があります。

なお、医療費控除で使用した医療費通知や領収書などは、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

※医療費控除の申告に関することは、観音寺税務署(☎25-2191)にお問い合わせください。



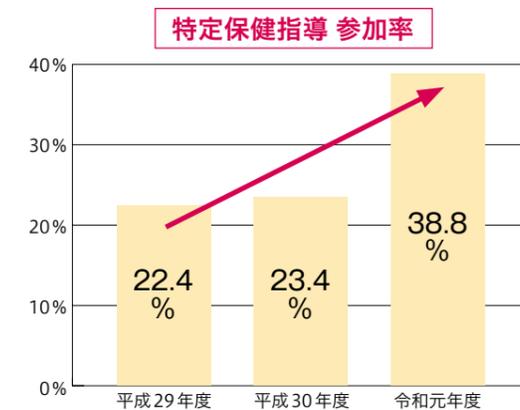
健康

特定保健指導を受けましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

内臓脂肪の増加に注意!
寒い冬は、体を動かす機会が減り、ついつい食べ過ぎの誘惑が多くなることから、内臓脂肪が増加します。内臓脂肪から出る悪玉ホルモンは、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を発症する危険性を高めます。
内臓脂肪は、付きやすい反面、減らしやすいという特徴があります。食事の改善や運動が、内臓脂肪の減少に効果的です。おなか周りが気になったときが、生活習慣改善の始め時です。

通知が届いた人は特定保健指導を受けましょう
特定健診結果に基づき、生活習慣病のリスクの高い人には、健康課から特定保健指導の案内をしています。ここ数年、市民の皆さんの健康意識も高まっており、参加率も増えています。案内通知がお手元に届いた人は、健康課までお申し込みください。



内臓脂肪が付いていないからと油断はできません。血圧や血糖値などの値が高い場合は、生活改善が必要です

健康

がん検診の希望調査を行います

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



▲オレンジ色の封筒で郵送します

令和3年度三豊市がん検診希望調査を、1月中旬頃、対象となる世帯に送付します。
家族で確認し、希望する検診にチェックして、同封の返信用封筒に入れて郵送するか、健康課または各支所へ持参してください。希望しない場合は、「希望しない」をチェックして返送してください。
※国保人間ドックを希望する人は、希望調査票は未記入で提出してください。ただし、永康病院の国保人間ドックを希望する女性で、子宮頸がん・乳がん検診が受診対象年の場合は希望の有無を記入してください。
※世帯全員が国保人間ドックを希望する場合は、希望調査票を提出する必要はありません。
提出期限 2月8日(月)